

令和元年第4回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 工藤 健

1 開催日時 令和元年12月11日（水曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

- 議案第164号 青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第167号 青森市浪岡体育館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第175号 公の施設の指定管理者の指定について
（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡
観察施設）
議案第176号 公の施設の指定管理者の指定について
（あおもり北のまほろば歴史館）
議案第177号 公の施設の指定管理者の指定について
（青森市文化観光交流施設）
議案第178号 公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル）
議案第184号 字の区域の変更について
請願第6号 学校給食に関する請願（その1）
請願第7号 学校給食に関する請願（その2）

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	村川みどり
副委員長	工藤健	委員	木下靖
委員	舘山善也	委員	藤田誠
委員	山本武朝	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	成 田 一 二 三	経 済 部 参 事	高 野 光 広
市 民 部 長	坪 真 紀 子	農 林 水 産 部 次 長	永 澤 治
経 済 部 長	木 村 文 人	農 林 水 産 部 次 長	佐 々 木 秀 文
経 済 部 理 事	百 田 満	農 林 水 産 部 参 事	鳥 谷 部 勝 男
農 林 水 産 部 長	梅 田 喜 次	教 育 委 員 会 事 務 局 浪 岡 教 育 事 務 所 長	長 谷 川 敬
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	工 藤 裕 司	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	奥 崎 文 昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	佐 々 木 淳	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	田 中 聡 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 上 正 俊	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	葛 西 俊 一
浪 岡 事 務 所 副 所 長	三 浦 大 延	市 民 協 働 推 進 課 長	杉 山 潔
市 民 部 次 長	柿 崎 哲 男	情 報 政 策 課 長	古 澤 康 彦
経 済 部 次 長	荒 内 隆 浩	財 政 課 主 幹	熊 谷 圭 介
経 済 部 次 長	横 内 信 満	関 係 課 長	

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	岩 間 憲 仁	議 事 調 査 課 主 査	山 内 克 昌
---------------	---------	---------------	---------

○花田明仁委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日は、所管の報告事項の説明のため、三浦浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 7 件及び請願 2 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 164 号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 164 号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。資料をごらんください。

まず、「1 制定理由」についてであります。令和 2 年 2 月からコンビニエンスストア等で、印鑑登録証明書の交付が受けられるコンビニ交付サービスの提供を開始するとともに、令和 2 年 3 月をもって印鑑登録証明書を交付する自動交付機のメーカーサポートが終了することに伴い、自動交付機による交付を終了する等のため、所要の改正を行うものであります。

「2 改正の概要」についてですが、「(1) コンビニ交付サービスの提供」については、令和 2 年 2 月からのコンビニエンスストア等での住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しの交付が受けられるコンビニ交付サービスを提供するため、これら証明書のうち、条例の規定に基づき交付している印鑑登録証明書について、市以外の者が設置する多機能端末機により交付できるよう必要な規定を加えるものであります。

「(2) 証明書の自動交付機の廃止」につきましては、令和 2 年 3 月をもって印鑑登録証明書を交付する自動交付機のメーカーサポートが終了することに伴い、自動交付機による交付を終了するため、関係規定を廃止するものです。

「(3) 印鑑登録証明書等への旧氏の記載」については、去る 11 月 5 日から、住民票の写し等への旧氏の記載がスタートいたしましたが、これに伴い、本市の印鑑登録事務の基準となる国の「印鑑登録事務処理要領」が改正されたことから、印鑑登録証明書への旧氏の記載等が可能となるよう必要な規定を加えるものです。

「3 改正内容」につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。まず別紙 1 の「新旧対照表(第 1 条関係)」の 5 ページをごらんください。

「(1) コンビニ交付サービスの提供」に係る改正部分につきましては、青森市印鑑条例第 14 条の次に、第 14 条の 2 として、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている

多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる旨の規定を加えるものです。

また、多機能端末機から交付を受ける際の手数料の額を定めるため、条例附則第2項において、青森市手数料条例別表の「1 証明手数料」の表に、第14条の2を加える青森市手数料条例の改正を行うものです。なお、手数料につきましては、これまでと同額といたします。

次に、別紙2の「新旧対照表（第2条関係）」をごらんください。

「(2) 証明書の自動交付機の廃止」に係る改正部分につきましては、青森市印鑑条例第14条第3項及び第15条から第17条までの自動交付機に係る規定を削り、第18条の自動交付機に係る字句を削り、第18条を第15条とし、第19条を第16条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り上げるものであります。

別紙1の「新旧対照表（第1条関係）」の1ページをごらんください。

「(3) 印鑑登録証明書等への旧氏の記載」に係る改正部分につきましては、青森市印鑑条例第3条、第5条、第12条及び第13条に、旧氏の取り扱いに係る字句を加えるものです。

最後に、施行期日についてですが、印鑑登録証明書等への旧氏の記載については、令和2年1月6日から、コンビニ交付サービスの提供については、令和2年2月を予定しておりますが、条例の公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から、証明書の自動交付機の廃止については、令和2年4月1日からとしております。

以上、議案第164号「青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 自動交付機の廃止なんですけれども、メーカーサポートが終了しても使うことはできるのですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 お答えいたします。メーカーサポートが終了してからも使えることができるかとのお尋ねであります。結論から申し上げますと、現機械を提供しているメーカーにつきましては、コンビニ交付の多機能端末のほうに業務をシフトしておりまして、代替機の提供は行わないという状況であります。

また、他メーカーについても、既に多機能端末機のほうに移行しているということで、自動交付機については、他自治体もメーカーサポート終了次第、

コンビニ交付サービスに移行しているという状況でありますので、自動交付機についての将来性の見通しが余りないため、コンビニ交付に切りかえるという状況がありました。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 もし使えるのだったら、使えるまで置いてあったほうが利便性はいいのではないかなと思っていて、機械そのものは回収されてしまうのですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 はい。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 はい、わかりました。コンビニ交付は全国どこのコンビニも、種類問わずやれるということによろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 県外のコンビニでも、青森市同様に交付を受けられるかとのお尋ねであります。結論から申し上げますと、全国の約5万店舗で利用可能であります。ただ、青森市民でない方が、本籍地が青森市のため戸籍証明書を申請する場合というのも、これからの利用で想定されますけれども、この場合はインターネットや多機能端末で戸籍証明書の登録申請が事前に必要とはなりますが、それ以外については全国どこのコンビニ交付でも、即日で利用可能であります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 コンビニの種類もいろいろありますけれども、どのコンビニでもできるということですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 一般的なコンビニについては、ほぼ網羅していると伺っております。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 印鑑登録証明書の旧氏の記載ということなんですけれども、どういうふうに記載されるのか、サンプルみたいなものはないですか。イメージがちょっと湧かないし、例えば、そうしてほしいという人が選択できるようなシステムなのかどうか、その辺のところも教えてください。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 旧氏の記載につきましては、先行して住民票のほうについての旧氏の記載が11月5日からスタートしております。そちらのほうに現在青森市民の方6名の方が申し込みされております。その方々の印鑑登録証明書の交付を受ける際に、お名前の下のところ旧姓の区分が記載され

るということですが、済みません、きょうは見本を持ち合わせていないのですけれども、選択していただいた旧姓のほうが下のほうに記載されるということでもあります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 最後に、システム改修は大体どのくらいかかったのか、かかるのか教えてください。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 旧氏にかかるシステム改修というお尋ねですか。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 はい。あと、コンビニサービスの提供も含めて。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 まず、旧氏のほうについて申し上げますと、今回、利用者の方が少ないので、数百万円かかる印鑑登録システムの改修ではなく、アナログなやり方で市民課の職員が頑張って手作業で行うものになりますので、その部分の経費はゼロ円であります。コンビニ交付関係のシステム改修費につきましては、委員長、担当課のほうからお答えさせてよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 はい、どうぞ。情報政策課長。

○古澤康彦情報政策課長 情報政策課です。コンビニ交付に係るシステム改修費は、5535万4000円となっております。

○村川みどり委員 はい、わかりました。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 一応確認なのですが、手数料の支払いは現金だけですか。キャッシュレスはなしですか。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 担当課からお答えいたします。

○花田明仁委員長 はい、担当課。

○古澤康彦情報政策課長 情報政策課です。コンビニ交付につきましては、現金のみの対応となります。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第164号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 167 号「青森市浪岡体育館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 167 号「青森市浪岡体育館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料 1 の 1 ページをごらんください。

青森市浪岡体育館の施設概要であります、「1 施設概要」に記載のとおり、平成 20 年に開館いたしましたバスケットボールやバレーボールなどのコートを用意しております本館と、昭和 50 年に開館いたしました卓球場や柔道場、トレーニングルームを用意しております別館の 2 棟となっており、管理運営は、指定管理者であります「浪岡青い森スポーツ協議会」が行っているところであります。

次に「2 改正概要」をごらんください。条例改正の概要であります、本館並びに別館の卓球場及びトレーニングルームにつきましては、これまで全面貸し切りとしておりましたが、一部で使用実態とそぐわない面があり、利用者にとりまして使い勝手の悪い施設でありましたことから、同体育館の使用方法等を見直しすることとし、少人数や個人でも利用しやすい環境を整えるなどのため、所要の改正を行うものであります。

次に「3 改正内容」をごらんください。

改正内容の①といたしましては、同体育館の指定管理者募集時に応募者がいない場合、また指定管理者の契約辞退・不履行等により、指定管理者による管理ができなくなった場合などに備え、条例第 12 条では、指定管理者以外に市が管理できるよう、また、第 15 条第 2 項では、使用者が原状回復の義務を履行しない場合の義務代行者に市長を加える形に改めるものであります。

改正内容の②といたしましては、これまで本館主競技場では、バスケットボールコート 2 面を全面とした貸し切り使用としておりましたことから、たとえ使用者が半面しか使用しない場合であっても、残りの半面を他の使用希望者に貸し出すことができない状況にありましたこと、また、これまでの使用実態では半面での使用が多いことなどから、本館主競技場を半面でも使用できるようにするため、本館主競技場を半面使用した場合の使用料を 2 分の 1 とする旨を規定するものであります。

次に、2 ページをごらんください。

別館卓球場につきましては、通常卓球台を 4 台設置できるスペースを全面として貸し切り使用にしておりましたが、本館主競技場と同様、半面での使用が多いことから、多くの団体等に御利用いただけるよう、規定上、卓球場を 2 つに区分し、それぞれ卓球場（1）、（2）とし、使用料を規定するほか、

さらに卓球台 1 台分のスペースを少人数で使用できるようにするため、卓球場（１）、（２）をさらに半面使用した場合の使用料及び照明使用料を 2 分の 1 とする旨を規定するものであります。

次に、改正内容の③といたしまして、別館トレーニングルームについても、現行条例において貸し切り使用のみとなっておりますが、個人での申し込みがほとんどでありますことから、新たにトレーニングルームを個人使用とし、使用料を規定するものであります。

さらに、平成 29 年度包括外部監査におきまして、トレーニングルームを個人で貸し切り使用する場合の照明使用料が、1 時間当たり 1020 円と高額である旨の指摘を受けたこと、また、市が所管する類似施設においてトレーニングルームを使用する場合の照明使用料は無料であることなどを踏まえ、当該施設においても無料とする旨を規定するものであります。

以上が今回の改正内容であります。具体的な条文等の改正につきましては、資料 2 の新旧対照表にて御説明いたします。

資料 2 をごらんください。

まず、条例第 12 条につきましては、文末の「行わせる。」の次に「ことができる。」という文言を追加するものであります。

次に、第 15 条第 2 項につきましては、原状回復の代行者として、文中「指定管理者」の前に「市長又は」と加える形になります。

次に、使用料を規定しております別表につきましては、区分欄の「各 1 室につき」の箇所を「柔道場、卓球場（１）、卓球場（２）」に改め、また、次に、別表右に摘要欄を追加し、「本館又は別館卓球場（１）若しくは卓球場（２）をそれぞれ 2 分の 1 使用する場合は、規定使用料の 2 分の 1 の額とする。」旨を規定するものです。

次に、トレーニングルームを個人使用とするため、使用場所欄及び区分欄に「別館個人使用」と「トレーニングルーム」を追加し、トレーニングルームの使用料を規定するものです。

次に、別表の下の「備考 1」をごらんください。備考 1 には、ただし書きとして、「別館卓球場（１）又は卓球場（２）をそれぞれ 2 分の 1 使用する場合は、規定電気使用料の 2 分の 1 の額とし、別館トレーニングルームを使用する場合は、無料とする。」旨を規定するものです。

次に、「備考 1」の下にあります照明使用料の表に区分欄の別館「各 1 室」の箇所を「柔道場、卓球場（１）、卓球場（２）」に改めるものです。

以上が青森市浪岡体育館条例の条文の改正内容であります。

資料 1 の 2 ページにお戻りください。

最後に、施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日としております。御議決いただけましたならば、利用される方に御理解いただけますよう、令和

2年1月から3月までの3カ月間で十分に周知してまいります。

以上、議案第167号「青森市浪岡体育館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 済みません、ちょっと教えてください。このトレーニングルームというのは、どういう部屋なのですか。

○花田明仁委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 体を鍛える器具がセットしてある部屋というものであります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 いわゆる、筋トレとかを行うトレーニングルームというふうに考えていいのですか。

○花田明仁委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 市民体育館のトレーニングルームと同様に、体を鍛える器具が置いている部屋であります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 市民体育館のトレーニングルームは私、よく知らないのですが、例えばサンドームだとかにあるようなトレーニングルームをイメージしてよろしいのですか。

○花田明仁委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 同様であります。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 個人使用が主だというのはわかるんですけども、この使用料、午前中だと……。そうか、1時間刻みではないよね、220円。午後は5時までが320円、夜が420円。市所有の施設のトレーニングルーム使用料と比較して、どうですか。高いとかそういうことはないですか。

○花田明仁委員長 浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 市民体育館でいきますと、1時間当たり幾らという金額になっておまして、その金額は、トレーニングルームが1時間当たり100円になっております。ということで、この施設自体はこれまで昭和50年開館時から午前、午後、それから夜間という形で分けて使用してきて、それがずっと浪岡の皆様浸透してきているということで、この形を変えずにきております。それで、時間当たりで比較いたしますと、午前中であれば、3時間利用して、例えば市民体育館であれば300円のところが、220円で

きるということで、300 円を超える部分についてはその分若干割高になるものであります。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** それでは意見として言っておきます。通常1時間当たり幾らという利用料が多いと思うんですけども、この種のトレーニングルームというのは2時間も3時間もトレーニングすることは余りないですよ。せいぜい、実質1時間いても、実際体動かしているのはそのうちの二十数分とかなので、こういう料金体系でよろしいということであれば、私は別に文句はないんですけども、ちょっと一般的ではないかなという感想を持ったのは、意見として申し上げておきます。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。藤田委員。

○**藤田誠委員** 別館の貸し切り料金の話なんだけれども、半分でも使用できるということで使用料金も半分かなと思ったら、同じということは、回数、使用者がふえれば収入もふえると理解していいのかな。

○**花田明仁委員長** 浪岡事務所副所長。

○**三浦大延浪岡事務所副所長** ほかの施設のほうを参考にいたしまして、先ほど言ったように、トレーニングルームでありますけれども、それ以外の場合でもほかはやはり1時間当たりという貸し方をしております。この浪岡体育館につきましては、先ほども説明いたしましたが、開館以来ずっとこういう形での規定でありまして、なるべく現状と変えないような形でということで、料金についてはそのままにいたしたところであります。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第167号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第175号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第175号の説明に先立ちまして、本定例会に議案を提出しております、「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、「青森市公の施設に係る指定

管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、指定管理者の候補者を決定したことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料「公の施設の指定管理者の指定について」をごらんください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものです。

初めに、このたびの指定管理者の募集期間ですが、8月1日から9月6日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、8月30日から9月6日まで応募の受け付けを行いました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部理事を委員長とする各部局の理事または次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画等の選定項目につきまして、各項目の点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間は、いずれも令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年となっております。

次に、各施設の指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

教育委員会事務局が所管する施設といたしましては、No. 1の「青森市小牧野遺跡保護センター」、No. 2の「青森市小牧野遺跡観察施設」、No. 3の「あおもり北のまほろば歴史館」、経済部所管がNo. 4の「青森市文化観光交流施設」、浪岡事務所所管がNo. 5の「アップルヒル」となっております。このうち複数の施設を同一の指定管理者が一括管理する施設は、No. 1の「青森市小牧野遺跡保護センター」及びNo. 2の「青森市小牧野遺跡観察施設」となっております。

また、今回選定された各施設の指定管理者候補者につきましては、表に記載のとおりであります。全て現在の指定管理者となっております。

それでは、議案第175号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第175号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんいただきたいと思います。

対象施設は、青森市小牧野遺跡保護センター及び観察施設であり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく5つの項目

に分類します。

「1 管理運営全般について」は 30 点、「2 管理について」は 55 点、「3 運営について」は 40 点、「4 応募団体について」は 5 点、「5 効率性について」は 35 点としており、5 項目の合計で 165 点を満点としております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、1 の d 「財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除きまして、「大変よい」を満点、「全く不十分」を 0 点、その中間値を「普通」として、各選定評価委員会委員が応募団体からの提案内容を項目ごとに点数評価しております。

また、「財務の健全性」の採点基準につきましては、直近 3 事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況によって、表に記載のと通りの点数評価としており、一度でも債務超過のある状態がある団体については応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があることとしております。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

「5 効率性について」です。この効率性についての採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

また、最低得点につきましては、候補者の水準を確保するため、「4 応募団体について」を除いた各項目の「普通」と評価される点数と効率性の基本点の合計点である 85.5 点、また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた場合には 68 点とし、これらの得点に満たない場合は失格としております。

次に、「3 応募団体名」につきましては、一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会の 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、115.96 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5 ページをごらんください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 2 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 175 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。丸野委員。

○**丸野達夫委員** 済みません、審査結果の摘要欄にはいつも書いていないんだけど今回書いてますよね。それで、今回提案の4件の指定管理についても摘要があって、非常に見やすくていいのですが、これはほかの委員会でもこういう形でやるってことで、全庁的に統一されているんですか。ごめんね、教育委員会に質疑するべきかどうかわからないけれども。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** きょうは制度担当課が来ておりますので、制度担当課のほうからお答えいたします。

○**花田明仁委員長** はい、どうぞ。

○**熊谷圭介財政課主幹** 財政課でございます。ほかの委員会のほうでも同じように摘要欄のほうに審査の主な理由等を記載したもので提出しております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。村川委員。

○**村川みどり委員** 年間の入館者数はどのくらいですか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 年間の入館者数——平成30年度の実績で、小牧野遺跡保護センターは1万8300人、小牧野遺跡観察施設については5144人となっております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 私が行ったときは誰もいなくて閑散としていたんですけども、どういうふうにならざる努力をされているんでしょうか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** もちろん各施設の存在を周知しているというところでありましてけれども、各イベントを開催するなど、各施設、指定管理者が工夫をしながらPRしているところでもあります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 175 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 176 号「公の施設の指定管理者の指定について（あおもり北のまほろば歴史館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 議案第 176 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 176 号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんください。

対象施設は、あおもり北のまほろば歴史館であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 165 点を満点としております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、さきの説明のあった他の施設と内容が同様でありますことから、説明を割愛させていただきたいと思います。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、特定非営利活動法人あおもりみなとクラブの 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっておりますけれども、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、113.10 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページをごらんください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 2 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 176 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 176 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 177 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 177 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 177 号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんください。

対象施設は、青森市文化観光交流施設となっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 165 点を満点としております。

2 ページをごらんください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、これまで説明のあった他の施設と内容が同じでありますことから、説明は割愛させていただきます。

3 ページをごらんください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、公益社団法人青森観光コンベンション協会の 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は、135.55 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページをごらんください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしていることから、同団体が令和 2 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 177 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 177 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 178 号「公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 議案第 178 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 178 号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんください。

対象施設は、アップルヒルであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 155 点を満点としております。

なお、表中 3 の e 「道の駅及び産地形成促進施設等の活用方法」につきましては、施設の特性上独自の選定項目として設けたものであり、その配点を 10 点としております。

2 ページをごらんください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、さきに説明のありました他の施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページをごらんください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、株式会社アップルヒルの 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、選定評価委員会委員の採点の平均値であります応募団体の得点の合計は、130 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページをごらんください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、同団体が令和 2 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 178 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御

議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** アップルヒルは本市にとってもとても重要な施設であることは言うまでもありません。観光の面、また、地域の農産品の販売に寄与しております。この管理会社の大変な努力は聞き及んでいますが、昨年の入場者数と、また、テナントさんはカウントできないけれども、販売額等を参考までに教えてください。

○**花田明仁委員長** 浪岡事務所副所長。

○**三浦大延浪岡事務所副所長** まず、入り込み客数ということでよろしいと思いますが、実数を計測しているわけではありません。一応、基準を設けておりまして、物販の売り上げの回数といいますか、それ掛ける幾らかという形で、入り込み客数を算出しております。それで、平成30年度につきましては約200万人となっております。

それから、売り上げにつきましては、販売売り上げ、手数料等3億8386万6841円となっております。

○**花田明仁委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** ありがとうございます。年間200万人も来て、3億円以上の売り上げがあるということで、今後ともしっかりと頑張ってもらいたいと思います。こういう収益を上げる営業的な部門なので、やはり経営者含め会社の姿勢が大きく影響すると思います。佐藤さんが代表取締役ですけれど、この取締役会を開催されていると思うのですけれど、今この代表取締役は何年になりますか。

○**花田明仁委員長** 浪岡事務所副所長。

○**三浦大延浪岡事務所副所長** 4年です。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** いつもにぎわっていて、売り上げもたくさんあって、とても大切な場所であるのはわかるのですが、たしか防災上は、あそこは断層に近くて、また、土砂崩れのおそれもあって防災の拠点にはならないんですね。そういう意味では避難訓練はきっちりやっていただきたいというふうに要望としてお伝えしておきます。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 178 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 184 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 議案第 184 号「字の区域の変更について」御説明いたします。

初めに、資料①をごらんください。

本案につきましては、青森県が実施している土地改良事業、いわゆる圃場整備事業である上野地区経営体育成基盤整備事業により、従来、字界としてきた農道や水路が、農地や農道及び水路の一体的な区画整備を終え、その位置が変更となったことから、これに伴い「字の区域の変更」を行うものであります。

資料②をごらんください。

資料②につきましては、当該整備事業の位置及び概要をお示ししております。

同事業については、青森県が平成 26 年度から事業着手し、既に農地の区画、農道、水路の工事を完了しており、今後行われる農地所有者の選定や土地の登記事務を行い、令和 3 年 3 月末の完了を予定しております。

続きまして、資料③をごらんください。

資料③につきましては、当該整備事業着手時の字界図となっております。

次に、資料④をごらんください。

当該整備事業に伴う「字の区域の変更」部分を桃色、ダイダイ色、緑色及び黄色でお示ししており、まず、桃色で示している部分が、牛館字岡部、上野字有原、上野字山辺、野木字野尻から上野字篠塚に編入する区域となります。

次に、ダイダイ色で示している部分が、上野字篠塚、上野字山辺、金浜字稲田から上野字有原に編入する区域となります。

次に、緑色で示している部分が、上野字篠塚から牛館字岡部に編入する区域となります。

最後に、黄色で示している部分が、上野字篠塚から野木字野尻に編入する区域となります。

資料⑤をごらんください。

資料⑤につきましては、当該整備事業による字界変更後の区域図となっております。

以上、議案第 184 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 184 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 6 号「学校給食に関する請願その 1」及び請願第 7 号「学校給食に関する請願その 2」の計 2 件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決については、各請願ごとに 1 件ずつ行います。

それでは、両請願に対する、市当局の意見・対策等について説明を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 請願第 6 号及び請願第 7 号「学校給食に関する請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第 6 号につきましては、小・中学校の全児童・生徒の給食費を無料にすること、また、請願第 7 号につきましては、県に対して小・中学校給食費の自治体への半額補助の実施を働きかけることという内容であります。

請願第 6 号、請願第 7 号につきましては、関連した内容でありますので、考え方につきましてはまとめて御説明いたします。

学校給食を運営するに当たっては、学校給食法第 11 条の「経費の負担」の規定を基本に、義務教育諸学校の設置者である市が、施設・設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要の人件費等を負担しており、保護者の皆様には、学校給食費として給食に係る食材費のみを負担していただいております。

平成 31 年度当初予算のベースでありますけれども、小学校の学校給食費は、約 7 億 1000 万円、中学校では、約 4 億 3000 万円で、合わせて約 11 億 4000 万円となっております。

また、学校給食の運営においては、このほか光熱水費や施設の維持管理費、臨時調理員の人件費などで約 7 億 8000 万円を予算措置しておるところでありまして、歳出合計にすると 21 億 4400 万円にも及ぶものであります。

学校給食は、設置者と保護者との協力により円滑に実施されるものであり、本市における持続可能な財政運営を考慮すると、保護者の皆様にも適切に負担をしていただくことが必要であると考えており、新たに多大な財政負担が生じる学校給食費の無料化につきましては、考えていないところであります。

したがって、請願第 6 号の給食費の無料化及び請願第 7 号の県への補助実施の働きかけについては考えていないところであります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○**村川みどり委員** 確認ですけれども、小学校の食材費が7億1000万円、中学校の食材費が4億3000万円で、保護者負担ということによかったですね。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 食材費につきましては、保護者の方に負担いただくということで、予算上では給食費として、小学校は7億1000万円、中学校は4億3000万円を計上しております。この給食費というのが自己負担に当たる部分であります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** このご請願の中にもあるように、県内7自治体が完全無料化しているんですけれども、やろうと思えばやれないわけでもないし、実際全国でも給食費無料化ふえていますし、去年から見るとかなり全国でも給食費無料化している自治体がふえてきているんですけれども、そういう全国的な調査というのはされているのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑、全国の調査をやられているかということでありまして、こちらについては国のほうで毎年調査しておりまして、そちらのほうで各都市の状況については把握しているところであります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** この間、さまざまいろいろな――消費税だったりとかも含めてですけれども、社会保障含めてどんどん負担がふえる中で、やはり保護者の皆さんが子育てに関する負担を減らしてほしいという願いがどんどん強くなってきていると思います。それで、12月3日に「学校給食無料化を目指す青森市民の会」が議長に対して署名を提出したんですけれども、その件に関する市教育委員会の認識をお伺いします。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 多くの市民の方のそういう声が届いたということは承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、給食につきましては、保護者の皆様と設置者である市が協力して円滑に行われるべきものでありますし、本市における持続可能な財政運営を考慮しますと、保護者の方にも適切に負担していただくということをお願いしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** この小・中合わせて 11 億 4000 万円ということなんですけれども、市全体の一般会計に占める割合とすればどれくらいになるのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 令和元年度の青森市の一般会計当初予算の歳出の合計が 1300 億円程度でありますので、11 億円となると 1%弱くらいではないかと思えます。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** これを全部教育費予算の中でやれということはやっぱりほぼ不可能なことなので、市全体で考えた場合でいうと、1%いかない額で実現できるということを考えれば、例えば、七戸町で給食費無料化をやっているんですけれども、道路 1 本 5000 万円かかるんですけれども、それをやめれば給食費無料化できるということで、給食費無料化した自治体なんですけれども、そういう感じで、市全体で考えることも必要だし、教育委員会だけでやれというわけにはいかないと思うので、ぜひ市全体の取り組みとして給食費無料化を考えていただきたいということを要望するのと、ぜひ請願を採択するべきだという立場を表明したいと思えます。

以上です。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** 先ほど教育委員会事務局理事のほうから、小学校のほうで 7 億 1000 万円、中学校が 4 億 3000 万円という数字が出たんですが、これは歳出予算として食材費として支出している金額ということでしょうか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** お答えいたします。先ほど申し上げた数字については、食材費としての予算の額ということになります。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** そうすれば、例えば、児童・生徒の中には就学支援を受けていて、給食費無料の子どもさんもいると思うのですが、実際に、小・中学校で給食費を全額無料にした場合、市として新たな負担というのはどれくらい生じてきますか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** お答えいたします。就学援助等で市が負担している分は既にありまして、この予算上でありますけれども、この 11 億

円の給食費のほかに、就学援助等で約2億1000万円強の予算を盛っておりますので、予算上でありますけれども、新たな財源とすれば令和元年度であれば9億3000万円ということになります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 就学援助ですけれども、対象は生活保護の方と、プラスアルファの生徒の数ですよね。その対象の条件がいろいろ挙がっていますけれども、ちょっとわかりづらいので教えてほしいのですが、世帯の総収入額が少なくて経済的に困っているというのは何か数値の基準があるのですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 就学援助についてのお尋ねかと思えますけれども、就学援助については準要保護の認定基準を設けておりまして、経済的な理由の方が主でありますけれども、その認定基準については、例えば市町村民税が非課税の方でありますとか、児童扶養手当を受給されている方でありますとか、生活保護基準に基づいて積算されたものについて基準を満たす者とか、さまざまな基準を設けて認定しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 就学援助の中には給食費が入っているので、就学援助を受けている家庭に関しては免除されている。それが2億1000万円ということなんでしょうけれども、この就学援助の手続をするという部分で、その手引が難しくて読みこなせないという声も聞いてます。本当に必要な家庭に、必要な支援が届いているのかということもちょっと疑問に思うところがあるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 就学援助の周知方かと思えますけれども、就学援助につきましてはもちろん制度は公開されておりますけれども、毎年チラシのほうを作成しておりまして、全児童・生徒に配付するとともに、新入学の方につきましては、入学説明会の際に御説明するなど、全ての対象者に渡るようにはしております。また、わかりづらい点については、もちろん学務課の担当になりますけれども、担当課のほうにお問い合わせいただいで説明しているということになります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 本当に困っている方にはこういう就学援助がありますけれども、ちょっとその辺の利用についてはわかりづらい。ひよっとすると必要だけでも届いていない方がいるとすれば、そこはやはりきちんと。特に小学

校の場合は幼稚園というか、小学校入学時に福祉から教育につないでくるところで、情報がちゃんと伝わってればいいんですけども、その辺もいろいろと問題がありそうな気もしていますので、そこをきちんとカバーして、給食費については必要な人にはきちんとした支援が届くようにしていただきたいと要望します。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** 済みません、ちょっと忘れまして。この請願文の中に、青森県内でも7つの自治体が完全無料化しているという文言があるんですが、市教育委員会で、この7つの自治体は把握されていますか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 7つの町村でやられております。具体的には、東北町、七戸町、南部町、六ヶ所村、新郷村、今別町、おいらせ町の7町村であります。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** ちょっと待ってね、新郷村、今別町、おいらせ町……。わかりました。

○**花田明仁委員長** ほかにありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** まず、このたびの学校給食無償化の請願、家庭からすると教育負担含め、負担の軽減にすればこの思いはよくわかります。ただ先ほど議論があったとおり、新たな大きな財源が必要となります。ではそれが直ちに実現できるかということは、現段階では難しいものと思います。請願その1では、市に対して無償化にすること、その2では県に対しては半額助成を働きかけてほしいという内容ですけれども、もう一度だけ済みません、大事なことなので。やはり財源なんです。教育員会事務局理事、もう一度、どれだけ新たにかかるのか。私もやっぱり気になってちょっと聞き取っていましたが、先ほど来あったとおり、経済的に厳しい世帯には生活保護、就学援助等で既に約3900名に2億1400万円ほどがかかっていると聞いていたので、最後にそこを正確にお聞きしたい。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 今、市の就学援助等で助成しているのは、予算上では約2億1000万円強ということでありまして。それで、先ほど食材費等で11億円強の予算を盛っていると申し上げましたので、新たにこの無償化を進めるということでありまして、今年度の予算ベースでは9億3000万円の経費をこれから毎年、恒常的に負担しなければいけないということになりますので、財政負担も厳しいということから、持続可能な財政運営の観点では難しいものと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 山本委員。

○山本武朝委員 まさに今ありましたとおり、新たに実施する場合に、既に助成しているところは約2億1000万円かかっており、新たに約1万6000人ほどだと思えるんですけども、毎年、予算ベースで9億3000万円かかる、毎年ですからね、恒常的に。ではこの分を確保するにはどれだけさまざまな教育環境の整備、教育にかかわる予算、また、福祉分野でのさまざまなサービスや給付をしておりますので、残念ながらいきなり9億3000万円を恒常的に実施するという事は、現段階では厳しいものと認識しております。ですから、この請願の思いは理解しますが、この給食費の無償化を実現するに当たって、大きな財源が必要となるので、それは国で実施すべき制度だと私は思っております。これは何も、本市にかかわらず、先ほど7町村はやっているということですが、やはり御承知のとおり、すぐ実現できるのは児童数の少ないところでありまして。やはり数万人の市、本市のように人口28万人の都市は財源が厳しいです。これはやっぱり国で実施すべきということ強く求めて、大変申しわけありませんが、この請願に対しては反対とさせていただきます。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 今回の請願に対してなんですけれども、私も、ちょっとどうしても本市としては賛同できかねない立場でありまして、これはやっぱり国が手を挙げるべきでありますし、子どもに対しての学校関連の出費の中で一番はこの学校給食費だということは、現役の私ももちろん十分理解はしているんですけども、本市にとりましては、21億5000万円の給食費がかかっている中で、約半分以上も本市が負担しているということ、残りの9億3000万円、4000万円はこれ、ずっと本市が負担するということはまず難しいと思っております。それで、今現在も本市は5人に1人、給食費の負担が困難な家庭には、市が補助しているということをおわかっていただきたいですし、本市の給食費の額というのは、小学校が260円、中学校は320円で私たち保護者は負担しております。私も現在4人の子どもが給食のお世話になっているのですが、県内を見ましても、県内の全ての都市の平均を見ましても、また、東北地方の県庁所在地の平均、また、全国の中核市の平均を見ても、逆に安い水準になっているということから、私たち保護者は適切な給食費を負担しているということはもう十分に理解しておりました。それで、私も現役の保護者として保護者の皆さんに聞いてみたんですけども、絶対給食費を無料化にするべきだという保護者はそうそういないんですね。やっぱり給食の恩恵をちゃんとしっかり受けているので。もし、仮に市がさらに10億円を負担するのであれば、朝も夜も温かい御飯を食べられていない、本当に生活

に困っている家庭が結構あると思うんですね。そういったところに目を向けていただいて、光の届かないところに光を当てて手を差し伸べてくださるような市であるべきなのかなと思っておりますので、今回のこの給食費無料についての請願その1、その2に対しては、私は賛同できませんので、私の主張とさせていただきたいと思います。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 国がやるべきだということは、もちろん私たちもそのとおりでそのように思っているし、国がやってくればいいなとは思っています。それが実現できないので、地方自治体にまずお願いしているし、子どもの医療費無料化だって、国がやってないんだけど、今全国の自治体で中学生まで9割の自治体で無料化を実現していて、そういう地方から運動をつくって行って国を動かすということも必要だと思うので、私たちは地域からこういう運動をして国を動かす大きな力にしていきたいなという思いもあるし、もちろん国がやってくれば一番いいことなので、そういう活動もしていければなというふうに思っています。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、まず、請願第6号についてお諮りいたします。

請願第6号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、これより採決いたします。

本請願につきましては、採択に反対との意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第6号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立少数であります。

よって、請願第6号については、不採択にすべきものと決しました。

それでは次に、請願第7号についてお諮りいたします。

請願第7号については、継続審査すべきとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、これより採決いたします。

本請願につきましては、採択に反対との意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第7号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立少数であります。

よって、請願第7号については、不採択にすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)